

ひとつの掛金で3つのメリット

商工貯蓄共済

貯蓄

保障

融資

 プラス 医療特約でさらに保障充実



 商工会・愛媛県商工会連合会

加入のご案内

商工貯蓄共済

ひとつの掛金で3つのメリット

貯蓄

保障

融資

■加入できる方（加入者＝掛金払込者）

商工会員・商工会職員及びその家族・従業員

■保障の対象となる方（被保険者）

6歳～65歳までの健康な方。但し、被保険者が満年齢15歳未満で申込みいただく際、既に参加している普通死亡保険・災害死亡保険・傷害保険等の保険金額をあわせて1,000万円を超える場合は、申込みをお引受けできません。

■加入期間と掛金

加入期間は10年です。掛金は1口2,000円/月で、被保険者1人につき最高10口まで加入できます。

1 貯蓄 ～ふえる 楽しみ～

〈預託金融機関：(株)伊予銀行〉

■貯蓄積立金及び利息

毎月の掛金（1口2,000円）より、年払いの保険料（年齢・性別により異なる）と年間経費を差引いた残りの金額を貯蓄積立金として10年間積み立てていきます。貯蓄積立金利息は複利で計算されるので、自己資金が蓄積されます。将来の資金づくりにも最適です。

※貯蓄積立金は金利の変動により変わります。

※金融機関が破たんした場合、預金保護機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産状況に応じて減額される事もあります。

■満期

満期時には、10年間の貯蓄積立金（元利合計）と配当金をお支払いします。

■積立金一部取崩し

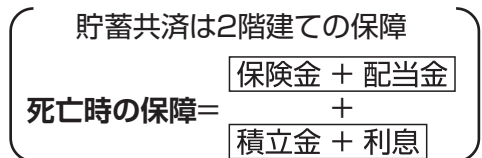
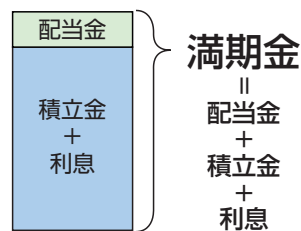
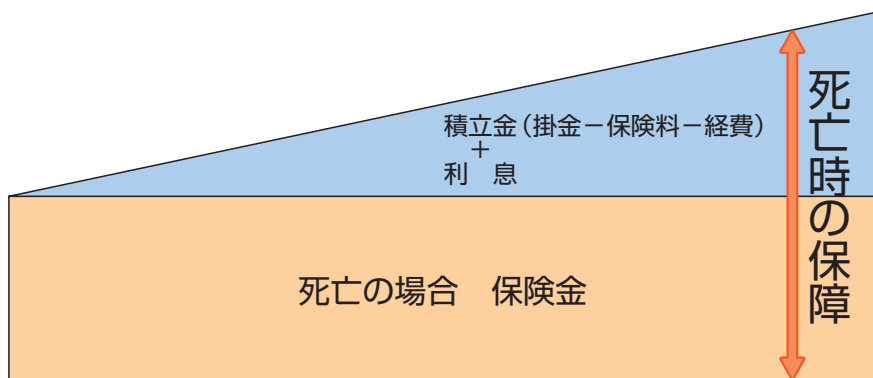
貯蓄共済を中途解約せずに積立金を一部取り崩して払出しする事ができます。

（詳細は、商工会にお問い合わせください）

■中途解約

中途解約の際にはそれまでの貯蓄積立金と利息をお支払いします。なお、掛金を4回以上延滞された場合は除斥脱退になることがあります。

商工貯蓄共済のしくみ（イメージ図）



ご存知ですか？商工貯蓄共済のメリット！

- 積立金利息は、複利で計算されるので、自己資金が蓄積されます。
- 積立金一部取崩制度により、中途解約せずに積立金の一部払戻しを受ける事ができます。
- 満期時に健康状態が悪くても、同額保険金まで更新可能です。（告知不要です）
- リビング・ニーズ特約が無料でセットされています。

2 保障 ~いつでも安心~

〈取扱保険会社：ジブラルタ生命保険株〉

■保険の種類

集団扱定期保険（勤労保険）
契約期間は10年です。

■保険金・給付金及び保険金額

- 死亡保険金……被保険者が亡くなられたとき。
- 高度障害給付金……被保険者が傷害または疾病によって約款所定の高度の身体障害の状態になられたとき。保険金（高度障害を含む）は加入時の年齢によって異なります。

6歳～46歳：100万円（1口あたり）
47歳～54歳：50万円（1口あたり）
55歳～65歳：25万円（1口あたり）

■リビング・ニーズ特約

生きている間に保険金を受け取ることができます。リビング・ニーズ特約を付加することにより、被保険者が余命6ヶ月以内と判断されたとき、リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者にお支払いします。保険料はかかりません。

医療保障特約（オプション）

■貯蓄共済にプラスの保障でトータルな保障を実現

あんしん

- 1泊2日の入院から保障
- 先進医療もカバー
- 所定の障害状態になった時は、保険料の払込不要

楽しみ

- 入院や手術がなかった時は、5年毎に無事故給付金

かんたん

- 告知扱いで手続き简单
（体況上、通算上の理由で診査等が必要な場合があります）

最長90歳まで継続可能

■保障内容（入院日額5,000円プラン加入の場合）

- ※10,000円プランも用意しています
- 病気やケガで入院（疾病・災害入院給付金）……1日当たり 5,000円
- 手術をされたとき（手術給付金）……1回につき 20万円・10万円・5万円
- 入院や手術がなかったとき（無事故給付金）……5年毎に 5万円

●先進医療を受けられたとき（先進医療給付金）
先進医療の技術にかかわる費用については、公的医療保障の対象とならないため、全額自己負担となり高額になることもあります。こうした先進医療を受けた場合でも、安心して治療に専念できるよう、先進医療の技術にかかわる費用について通算2,000万円まで保障します。

※先進医療の医療行為および受療可能な医療機関には制限があります。

先進医療の自己負担額の例（1件あたりの平均費用）

技術名	自己負担額
重粒子線治療	約309.5万円
陽子線治療	約268.9万円

3 融資 ~しっかり支える~

〈取扱金融機関：(株)伊予銀行〉

■対象者

商工貯蓄共済加入後6ヶ月以上経過し、掛金が延滞なく払込まれている方は融資のあっせんを受けることができます。

※保証機関の審査の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■限度額及び資金の種類

1口当たり50万円です。

- (1) 設備資金：500万円
- (2) 運転資金：500万円

※但し、運転資金は前年決算による月商の2倍まで

- (3) 生活資金：400万円

※但し、本融資を含めた無担保借入額合計で、年収（個人事業主は所得金額）の1.5倍まで。

全ての資金を合わせて500万円まで

※無担保借入額合計とは、(株)伊予銀行または他の金融機関から無担保で借りている借入金の合計です。

（例：教育ローン、マイカーローン等）

■貸付利率

貸付利率は金融情勢によって変動します。（変動金利）

■貸付期間

設備資金：7年以内

運転資金：5年以内

生活資金：7年以内

■保証料

設備資金と運転資金については、愛媛県信用保証協会が定める保証料が必要です（企業の業績に応じて9段階に区分）。保証料は融資実行の際に銀行窓口で支払っていただきます。

生活資金については、いよぎん保証(株)が定める保証料が必要です。

■連帯保証人

個人：不要

法人：代表者1名

■返済方法

分割払いです。

設備・運転資金……元金均等払い

生活資金……元利均等払い

商工貯蓄共済 保険料等の経理処理一覧

* 下記の内容は一般的な解釈に基づいてまとめたものです。最終判断は所轄の税務署になります。

加入形態			経理処理	
加入者(掛金者)	被保険者	保険金受取人	保険料	事務手数料
個人事業主	事業主	親族	家事費	家事費
	専従者のみ			
	専従者と全従業員	事業主	必要経費(福利厚生費)	必要経費(雑費)
	従業員			
法人	従業員	親族	必要経費(福利厚生費)*	損金計上(雑費)
	役員・従業員(役員の家族含む)	法人	損金計上(福利厚生費)	
	従業員	親族	損金計上(福利厚生費)*	
従業員等	従業員等	親族	生命保険料控除対象	

1. 個人事業主が掛金を支払う場合

(1) 掛金(従業員分)のうち、共済保険料と経費充当額は、事業主が保険金受取金の場合、これら相当額を福利厚生費として損金算入処理ができます。

(2) 経営者分の共済保険料充当額は、確定申告の際、生命保険料として所得から控除されます。

(3) 被保険者が従業員で保険金受取人が親族の場合、特定の従業員のみを被保険者としている場合は給与となり、掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときに損金算入処理ができます。*

2. 法人が掛金を支払う場合

(1) 掛金のうち共済保険料と経費充当額は会社が保険金受取人の場合、会社の複利厚生費として損金算入処理ができます。

(2) 被保険者が従業員で保険金受取人が親族の場合、特定の従業員のみを被保険者としている場合は給与となり、掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上したときに損金算入処理ができます。*

商工貯蓄共済 医療保障特約型経理処理一覧

* 下記の内容は一般的な解釈に基づいてまとめた一例です。最終判断は所轄の税務署の判断によります。

契約者	被保険者	入院給付金・手術給付金受取人	保険料	入院給付金・手術給付金	無事故給付金(※4)
個人事業主	事業主	事業主	生命保険料控除対象(※2)	非課税	一時所得(※5)
	専従者	専従者(※1)			事業収入
	従業員	従業員(※1)	福利厚生費(※3)		
法人	役員	法人(※6)	(生命)保険料	受取時/雑収入 被保険者への支払時/ 福利厚生費(※7)	雑収入
	従業員				
	役員・従業員(特定者)	役員・従業員	役員報酬・従業員給与	非課税	
	役員・従業員(全員)	役員・従業員	福利厚生費(※3)		
従業員	従業員等	従業員等	生命保険料控除対象	非課税	一時所得(※5)

※1 法人契約のケースでは契約者である法人が『給付金受取人を加入者とする申出』を行うことにより給付金を受取ることは可能ですが、個人事業主が契約者となった場合にはその取扱いは出来ません。

※2 被保険者が専従者の場合であっても、以下の条件の下、保険料を事業所得の必要経費にできる場合があります。なお、必要経費となる場合は無事故給付金は雑収入になると考えられます。

①親族でない従業員と同条件で加入している。②従業員が全員加入している場合。③親族として加入したと認められない。

ただし、上記①～③の判断に際しては税理士等の専門家にご確認ください。

※3 役員・従業員が全員加入している場合です。役員または部長課長、その他特定の従業員のみを被保険者としている場合は、当該保険料は当該役員の役員報酬または当該従業員の従業員給与となります。

※4 無事故給付金の受取人は契約者です。

※5 通常は受取った無事故給付金より支払い保険料が上回りますので課税はされません。

※6 加入時に、入院給付金等の受取人を法人とする申し出が必要で。

※7 役員・従業員が受取った見舞金が非課税扱いになるには社会通念上相当と認められたものに限られます。過度な金額の場合、役員賞与・給与等とみなされ個人は課税されることもあります。法人は損金を否認されるケースもあります。

お申し込み、お問い合わせは地元の商工会へ

